

No.1EDRソフトウェアライセンス契約約款

第1条（本約款の目的）

この No.1EDR ソフトウェアライセンス契約約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社 No. 1（以下「当社」といいます。）が提供する No.1EDR ソフトウェアの利用条件を定め、当社と No.1EDR ソフトウェアを利用する者との権利義務関係について定めることを目的とします。

第2条（定義）

本約款において次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるものを意味します。

(1) 共通約款

当社サービスを利用する全てのお客様に適用されるもので「No.1 サービス共通利用約款」をいいます。なお、共通約款は後述の URL で参照できます。

【<https://www.number-1.co.jp/service/contrant-terms/>】

(2) お客様

次条に基づき、当社との本ソフトウェアの利用契約が成立し、本ソフトウェアを利用できる者をいいます。なお、法人または個人事業主など、自己の事業の用に供するため本ソフトウェアを利用する者に限ります。

(3) 本契約

次条に基づき、当社とお客様との間で成立する本ソフトウェアの利用契約をいいます。本契約には本約款の条件が適用されます。

(4) 本ソフトウェア

サービス提供元が提供する EDR（Endpoint Detection and Response）に関するソフトウェアをベースに No.1 が提供する No.1EDR ソフトウェアをいいます。

(5) 本サービス

本ソフトウェア利用を支援するため、次号のサービス提供元が提供するサポート及びメンテナンスサービスをいいます。

(6) サービス提供元

シンガポールにて設立し、スイスに本部置く企業の「Acronis International GmbH（もしくは単に「Acronis」）」をいいます。また、この日本事務所も含むものとします。

第3条（適用関係）

1. 当社及びサービス提供元は、本契約を締結したお客様に本ソフトウェアのライセンスを付与します。
2. お客様は、次の各号のいずれかに該当する場合、お客様と当社またはサービス提供元との間で法的、執行可能、かつ拘束力のある本契約が成立したことを認めるものとします。
 - (1) お客様が当社指定の方式で本ソフトウェアを使用する旨の申込みを行い、当社がその旨を承諾したとき

- (2) お客様が「本契約（及び本約款）に同意します」をクリックしたとき
 - (3) その他の方法で本ソフトウェアをダウンロード、インストール、もしくは使用するとき
 - (4) または本サービスを使用するとき
3. 前項の場合、お客様は本契約に関する全ての条件を読んで同意・承認したものとします。
 4. 本契約のすべての条件に同意しない場合は、本ソフトウェアを使用する権利がなく、本ソフトウェアの使用を直ちに中止し、関連する本ソフトウェア及び関連ファイルをすべて削除または除去する必要があります。
 5. 本契約には本約款のほか、共通約款が適用され、本約款を補充するものとします。また、当社が本約款のほか本ソフトウェアの提供に関して個別規定及び追加規定（以下「個別約款」といいます。）がある場合、これらも本約款の一部を構成するものとします。なお、これらの約款を総称して「各約款」といい、各約款の内容が異なる場合、矛盾抵触がある範囲では、①個別約款、②本約款、③共通約款の順位で優先的に適用されます。
 6. 本ソフトウェアを利用するにあたり、お客様は第三者のサービス（サービス提供元の本サービスを含みますが、これに限りません。）を利用する場合、当該第三者の利用規約、その他規約等を遵守するものとします。お客様が本ソフトウェアを利用するにあたり、当該第三者のサービスを利用したことにより生じた損害については、本約款に別段の定めがない限り当該第三者の利用規約に従い解決するものとし、当社は当該損害に一切の責任を負いません。なお、サービス提供元の利用規約（以下「EULA」といいます。）は、後述の URL で参照できます。【<https://www.acronis.com/en-us/support/eula/>】
 7. 本契約は、本約款で別段の定めがない限り、サービス提供元がお客様に提供する本ソフトウェアまたは本サービスに対するあらゆるアップデートにも適用されます。

第4条（本ソフトウェアライセンスの付与）

1. 本契約の条件に従い、本ソフトウェアのすべてのライセンス料の支払いを条件として、当社は、本契約の条件に従ってのみ本ソフトウェアを使用するための非独占的、譲渡不可、割当不可（現地法で禁止されていない場合に限り）、限定ライセンスを付与し、お客様はこれを承諾します。
2. 本ソフトウェアは、本ソフトウェアライセンスが購入され、料金が支払われた特定の数のマシンまたは仮想環境にインストール及び展開されます。「Acronis ライセンスポリシー」で別途指定されていない限り、1 つの本ソフトウェアライセンスを 1 台の物理マシンまたは仮想環境に使用できます。なお、「Acronis ライセンスポリシー」は、後述の URL で参照できます。【<https://www.acronis.com/company/licensing/>】
3. 本ソフトウェアライセンスが一度に 1 台の物理マシンまたは仮想環境にのみ指定されている場合、元のインストールが完全に削除され、使用されなくなった場合に限り、本ソフトウェアライセンスを新しいマシンに転送できます。本ソフトウェアを複数のマシンに展開する場合は、追加の展開用に追加の本ソフトウェアライセンスを購入する必要があります。

第5条（ライセンスの範囲）

1. 「購入」という文言にかかわらず、本ソフトウェアは本契約に基づいてライセンスが付与されるものであり、販売されるものではありません。本契約は、本ソフトウェアのみに限定されたライセンスを付与するものであり、本ソフトウェアまたはその基礎となる知的財産の全部または一部の所有権の譲渡または販売を構成するものではありません。
2. お客様は、サービス提供元または当社が、本ソフトウェア及び本サービス、並びに関連するすべての資料及びサービスに対するすべての権利、所有権、及び権益を所有することを認めます。これには、本ソフトウェア及び本サービスのオリジナル、すべてのコピー、部分、抜粋、選択、アレンジ、翻案、編集物、及び派生物、または本ソフトウェアもしくは本サービスを通じてまたはそれと連動して提供される本ソフトウェアまたはコンテンツ、すべての機能、更新、リリース、機能強化、バグ修正、回避策、パッチ、更新、並びに関連するすべてのドキュメント及び製品パッケージに対する、構造、構成、ソースコード、すべての著作権、特許、企業秘密、及びその他の世界中の知的財産権が含まれますが、これらに限定されません。
3. 本契約で付与されるライセンスを除き、本ソフトウェア及び本サービスに関するすべての権利は当社またはサービス提供元に留保され、当社またはサービス提供元によって黙示的なライセンスが付与されることはありません。サービス提供元は、本ソフトウェアのオリジナル、すべてのコピー、及び一部（機能及び関連サービスを含む）、並びにすべての関連ドキュメントと製品パッケージに関するすべての著作権、特許、企業秘密、及びその他の知的財産権を世界中で単独で保有します。
4. 本契約は、お客様に提供される本ソフトウェアのすべての更新、アップグレード、リリース、または機能強化に適用されます。本ソフトウェアには、米国特許で保護されている特定のテクノロジーが含まれています。そのような特許の完全なリストは、後述の URL で確認できます。【www.acronis.com/company/ipnotice.html】
5. お客様は、他者が以下を行うこと、行わせること、同意すること、または許可しないことに同意します。
 - (1) 本ソフトウェア、またはその一部、抜粋、選択、配置、翻案、コンパイル、または派生物について、第三者に再許諾、リース、レンタル、貸与、譲渡、または配布すること。
 - (2) 本ソフトウェアのエラー修正、変更、翻案、翻訳、または派生的な作品を作成すること。
 - (3) 本ソフトウェアからソースコードを逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、またはその他の方法で抽出しようとしたり、本ソフトウェアを人間が読める形式に変換しようとしたり、本ソフトウェアまたは本ソフトウェアに含まれる、または本ソフトウェアを使用して生成されたファイルのソースコードまたは基礎となるアイデア、アルゴリズム、ファイル形式、プログラミングインターフェイスまたは相互運用性インターフェイスを再構築または発見しようとしたりすること（ただし、適用法で明示的に許可されている場合を除き、この制限にかかわらず、当社の事前の書面による明示的な同意がない限り、作成された作品は派生作品であり、当社の唯一かつ排他的な財産です）。

- (4) 他のアプリケーションで使用するために本ソフトウェアのファイルを暗号化解除したり、一部を抽出したりすること。
 - (5) 本ソフトウェアに添付もしくは含まれる、または本ソフトウェアと連動して、もしくは本ソフトウェアを介してアクセスされる **Acronis** または第三者の製品名、商標もしくは特許、著作権、その他の所有権通知、または所有権帰属ステートメントを削除、隠蔽、または変更すること。
 - (6) 当社及びサービス提供元の明示的な書面による許可なしに、サービスビューロー、タイムシェアリングベースもしくはその他の方法で第三者のためにサービスを提供するために本ソフトウェアを使用すること、または本ソフトウェアの使用を許可すること。
 - (7) 本ソフトウェアに関連するあらゆるソースからのパフォーマンス情報または分析（ベンチマークを含むがこれに限定されない）を公表すること。
- 6. お客様は、お客様の関係会社、従業員、代理人、及びお客様にライセンスされた本ソフトウェアへのアクセス権を取得する第三者の行為に対して責任を負うものとします。
 - 7. 特定の第三者コードが本ソフトウェアに付属している場合があります。当該コードに本契約の条件とは異なるライセンス条件が適用される場合、お客様は、次の各号に掲げる方法で、当該コードに付随する第三者ライセンス条件を参照できます。これらの条件は、お客様による当該コードの使用に適用されます。
 - (1) [【https://kb.acronis.com/content/7696】](https://kb.acronis.com/content/7696) の参照
 - (2) ルートインストールディレクトリにある **【license.txt】** ファイルの参照

第6条（本ソフトウェアの更新、サポート、メンテナンス）

- 1. 本ソフトウェアをサービス提供元に登録した場合の、お客様のサービス提供元に対する権利関係については **EULA** を参照するものとします。
- 2. 前項にかかわらず、お客様が **Acronis Backup Cloud** のライセンスを取得している場合、**Acronis Backup Cloud** のサポート及びメンテナンスは、お客様が **Acronis Backup Cloud** ライセンスを直接購入している再販業者によって提供されることがあるものとします。

第7条（許容される使用及び行為）

- 1. 本ソフトウェアまたは本サービスに登録または使用することにより、お客様は、拘束力のある契約を締結し本契約を遵守する法的能力及び権限を有していること、並びに本契約及びすべての適用法に従ってのみ本ソフトウェア及び本サービスを使用することを表明及び保証するものとします。
- 2. 個人が団体または組織に代わって本ソフトウェアまたは本サービスを登録または使用する場合、その個人は、組織に代わって本契約に同意し、組織を拘束する正当な権限を有していることを当社及びサービス提供元に保証、表明、及び誓約するものとします。本ソフトウェア及び本サービスは、適用法に基づいて当該製品及びサービスに関する契約を締結する法的能力及び権限を有する個人または組織による合法的な使用のみを目的として提供されています。

3. 当社及びサービス提供元は、未成年者または法律で禁止されている場所に本ソフトウェアまたは本サービスを提供しません。
4. 本条第1項乃至第3項を制限しない範囲で、お客様は以下の各号に掲げる事由について承認し、同意するものとします。
 - (1) 本ソフトウェアが米国及びその他の国の輸出規制の対象となる場合があること。
 - (2) 米国のすべての輸出法及び規制、並びに他の国のすべての輸出入規制を遵守し、本ソフトウェアまたは本サービスまたはその直製品のいかなる部分も、以下に掲げる国または人物に対して、米国から持ち出したり輸出したり、第三者が輸出または再輸出することを許可したりしてはなりません。
 - (a) 禁輸国またはテロ支援国（またはその国民または居住者）
 - (b) 米国商務省の輸出拒否命令表または米国財務省の特別指定国民リストに記載されている人物
 - (c) かかる輸出または再輸出が制限または禁止されている国、または米国政府またはその機関が、輸出または再輸出時に事前にかかるライセンスまたは承認を取得せずに輸出ライセンスまたはその他の政府承認を必要とする国
 - (3) お客様は、必要な輸出承認、ライセンス、及び関連するすべての費用、並びに米国の輸出法または規制の違反について単独で責任を負うものとします。
5. 本条第1項乃至第3項を制限しない範囲で、お客様がキューバ、イラン、スーダン、北朝鮮、シリア、または米国が輸出を禁止しているその他の国の市民、国民、居住者、またはその政府の管理下にある場合は、本ソフトウェア及びサービスを使用することはできません。お客様は、本ソフトウェアまたは本サービスを使用するたびに、次の各号に掲げる事項を表明し、保証し、誓約するものとします。
 - (1) 米国が輸出を禁止している国の市民、国民、居住者ではなく、その政府の管理下にならないこと。
 - (2) 上記の国またはそれらの国の市民、国民、居住者に対して、直接的または間接的に本ソフトウェアをダウンロードせず、その他の方法で輸出または再輸出しないこと。
 - (3) お客様が、米国財務省の特別指定国民、特別指定テロリスト、特別指定麻薬密売人のリスト、米国国務省の法的に資格を剥奪された当事者のリスト、または米国商務省の取引禁止者リスト、事業体リスト、または未検証リストの取引禁止命令表に掲載されていないこと。
 - (4) お客様が、直接的または間接的に、上記のリストに掲載されている人物に本ソフトウェアをダウンロードしたり、その他の方法で輸出または再輸出したりしないこと。
 - (5) お客様が、米国の連邦法または州法で禁止されている目的（核兵器、化学兵器、生物兵器の大量破壊兵器の開発、設計、製造、または生産を含むがこれらに限定されません。）で本ソフトウェアを使用したり、その使用を許可したりしないこと。
 - (6) 本ソフトウェア及び本サービスが、当該法律に違反して直接的または間接的に輸出されず、当該法律で禁止されている目的（核兵器、化学兵器、生物兵器の拡散を含むがこれらに限定されません。）で本ソフトウェアまたは本サービスを使用しません。

- (7) 米国、スイス、シンガポール及びお客様の管轄区域の関連法で違法となる児童ポルノまたはその他のコンテンツやデータを作成、保存、バックアップ、配布、またはアクセス提供するために、お客様が、本ソフトウェアまたは本サービスを使用したり、他者が使用することを許可したりしていないこと。
6. お客様はデータの場所を選択し、選択したデータセンターの所在地の現地法がお客様の居住国の法律と異なる場合があることを理解しています。
7. お客様は、サービス提供元またはその関係会社が、訴訟当事者、法執行機関、裁判所、及びその他の政府機関が現地法で定められた条件に基づいてその法域内に保管されているデータにアクセスする権利を持つ可能性がある国にあるサーバー及びその他の機器を使用して、Acronis Backup Cloud 及び Platform を提供する場合があることを了承します。
8. 当社及びサービス提供元は、データに児童ポルノまたはその他の禁止されているコンテンツまたはデータが含まれている、またはデータが違法な目的で使用されていると疑う、または信じる場合、政府当局にお客様のデータへのアクセスを提供する場合があります。
9. お客様は、本ソフトウェアの使用に関して、以下の行為をしてはなりません。
- (1) 本ソフトウェアのプログラムをネットワークサーバーにインストールし、お客様の組織内のユーザーに、コンピューター、デバイス又はその他の機器から当該ネットワークサーバーにアクセスして使用させること。
 - (2) 本契約で許容された範囲を超えて本ソフトウェアを複製すること。
 - (3) 本ソフトウェアを改変・翻案すること。
 - (4) 本ソフトウェアを他のソフトウェアと組み合わせること。
 - (5) 本ソフトウェアの変更又は本プログラムのリバースエンジニアリングをすること。
 - (6) その他本契約で許諾された範囲を超えて本ソフトウェアを使用すること。
10. 当社及びサービス提供元は、お客様または他のユーザーが当社またはサービス提供元の意図に反する方法で、または法律もしくは本契約に違反して本ソフトウェアまたは本サービスを使用していると当社またはサービス提供元が判断または疑った場合、その単独の裁量で、お客様または他のユーザーのアカウント及び本ソフトウェアまたは本サービスの使用ライセンスを停止または終了することを含め、本ソフトウェアまたは本サービスの全部または一部に対する使用及びアクセスを拒否する絶対的かつ一方的な権利を有します。

第8条（プライバシーとデータ保護）

1. 本契約に別途記載されている場合を除き、本ソフトウェアは、以下に掲載される当社またはサービス提供元のプライバシーポリシーの対象となります。
- 当社：【<https://www.number-1.co.jp/sustainability/governance/privacy/>】
- サービス提供元：【www.acronis.com.company/privacy/】
2. 当社及びサービス提供元は、データの削除、データの損失、またはデータの保存の失敗について一切の責任を負いません。当社及びサービス提供元は、本サービスの使用及び本ソフトウェアを通じて送信または保存されたデータを監視する義務を負いません。
3. 当社及びサービス提供元は、データが保存される管轄区域に適用されるデータプライバシ

一及びその他のユーザーデータ保護要件に従い、適用される法律、規制、法的手続き、または政府命令によって義務付けられている場合、それらの法律、規制、または命令を満たすために必要な範囲でのみ、ユーザーデータまたはその他の情報を開示する権利を留保します。

4. 法律またはその他の命令によって禁止されていない限り、当社及びサービス提供元は、必要な開示または要求された開示についてお客様に合理的な通知を提供し、法律で許可されている範囲でそのような開示を制限するために合理的に協力します。
5. お客様は、本契約に従って提供されるサポートサービスが、お客様の拠点国以外の国から提供される場合があることを承認し、これに同意するものとします。サポートサービスが米国からのみ提供されることを希望する場合、そのようなサービスは追加料金を支払う必要があることをお客様は了承します。

第9条（秘密保持）

1. 本ソフトウェア及び本サービスには、当社の企業秘密が含まれていることがあり、当該企業秘密は、当社専有の秘密情報です。当社の秘密情報には、当社の技術上又は営業上の一切の情報を含むものとします。
2. お客様は、本ソフトウェア及び本サービスを秘密に保持し、自社の最も重要な専有情報に適用するのと同様以上の注意を払って本ソフトウェア及び本サービスの開示を防止するものとします。ただし、いかなる場合も善管注意義務を下回らないものとします。
3. お客様は、いかなる目的であっても本ソフトウェアまたは本サービスまたはその一部、及びこれに関する当社の秘密情報を、以下の場合を除き、第三者に開示・漏洩したり、アクセスさせたりしてはなりません。
 - (1) 本契約で明示的に付与された権利を行使する目的で、本契約に基づいて許可された役員、関係会社の役職員または当社の委託先に開示する場合
 - (2) 弁護士・公認会計士等の法令上守秘義務を負う者に業務上必要な範囲で提供する場合
 - (3) 法令又は行政機関の命令・要請により開示を強制される場合
4. 本契約が終了した場合、当社及びお客様は、相手方から提供を受けた秘密情報及びその複製物を相手方の指示に従い速やかに破棄もしくは返還するものとします。

第10条（保証）

1. サービス提供元の提供形態によって、当社がお客様に本ソフトウェアを有形メディアの形で提供する場合、お客様は、当該メディアの欠陥に対する保証については、サービス提供元との EULA に従い対応することに同意します。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、サービス提供元の再販業者への問い合わせなど、可能な限りお客様の問い合わせに協力するよう努力するものとします。

第11条（保証の免責）

1. お客様は、本ソフトウェア及び本サービス、並びに第三者の本ソフトウェア及び本サービ

スの使用はお客様自身の責任で行われ、満足のいく品質、パフォーマンス、正確性、及び労力に関するすべてのリスクはお客様が負うことを明示的に承認し、同意するものとします。

2. 第10条（保証）に規定されているメディアに関する限定保証を除き、適用法で許可される最大限の範囲で、本ソフトウェア及び本サービスは「現状のまま」提供され、いかなる保証也没有ありません。当社及びかかる第三者は、法律で認められる最大限の範囲で、明示的、黙示的、法定のあらゆる保証を明示的に否認します。これには、商品性、満足のいく品質、最新性、特定目的への適合性、知的財産権の非侵害、さらには第三者のソフトウェア、スパイウェア、アドウェア、Cookie、電子メール、文書、広告などをフィルタリング、無効化、または削除することによる当該第三者の権利の非侵害に対する保証が含まれますが、これらに限定されません。本ソフトウェアのダウンロード及び使用は、お客様自身の判断と責任において行ってください。その結果生じるコンピュータシステムへの損害またはデータの損失については、お客様が単独で責任を負うことになります。
3. 当社は、本ソフトウェアまたは本サービスに含まれる機能がお客様の要件を満たすこと、本ソフトウェアまたは本サービスの動作が中断されずエラーがないこと、本ソフトウェアの使用がお客様の本ソフトウェアの特定の使用に適用される法律、規制、または標準に準拠すること、または本ソフトウェアまたは本サービスの欠陥が修正されることについて、いかなる保証または表明も行いません。
4. お客様には、州や国によって異なるその他の保証権がある場合があります。
5. 両当事者は、本条項の制限が本質的なものであり、お客様が本条項に同意しなかった場合、お客様は本ソフトウェアを使用することが許可されないことに同意します。本契約で指定された救済手段が本来の目的を果たせなかったことが判明した場合でも、本条項は存続し、適用されます。

第12条（責任の制限）

1. いかなる状況においても、当社またはその関係会社またはそれぞれの役職員、株主、委託先は、責任の理論（債務不履行、不法行為等を含みます。）にかかわらず、本ソフトウェア及び本サービスまたは本契約の使用または使用不能から生じる、またはそれに関連する人身傷害、天災地変等の不可抗力による損害、または偶発的、特別、直接的、もしくは結果的な損害（利益の損失、データの損失、事業の中断、またはその他の商業上の損害または損失を含むがこれらに限定されません。）について、一切の責任を負いません。また、かかる当事者がそのような損害の可能性を知らされていた場合でも同様です。
2. いかなる場合も、当社またはその関係会社のお客様に対するすべての損害に対する責任総量は、問題となっている損害の原因となった出来事の12か月前にお客様が当社に本ソフトウェアに対して支払った金額（ある場合）を超えないものとします。なお、本ソフトウェア及び本サービスが無償で提供される場合、お客様に対する責任は一切ありません。
3. 前2項の定めは、あらゆる違反に対するお客様の唯一かつ排他的な救済手段です。人身傷害に対する責任の制限、または偶発的、結果的、直接的な損害の除外は、適用法で認めら

れる範囲でのみ適用されます。上記の免責事項及び制限は、お客様が本ソフトウェア、アップデート、またはアップグレードを受け入れるか否かに関係なく適用されます。

4. 両当事者は、本条の制限が不可欠であり、お客様がこれらの条件に同意しなかった場合、お客様は本ソフトウェアを使用することが許可されないことに同意します。
5. 本ソフトウェアの特定の機能は、第三者のテクノロジーに依存しています。かかる第三者の作為または不作為により、シグネチャベースのウイルス対策、URL フィルタリング、クラウド判定チェック、リモート接続（リモートデスクトップ）Linux 脆弱性評価、電子署名、検証、公証機能など、本ソフトウェアの一部機能が失われる場合があります。前 2 条に加えて、かつ前 2 条の規定にかかわらず、当社はかかる機能喪失に関連するいかなる損害についても責任を負いません。
6. 本条は、本契約に規定された救済手段が本来の目的を果たせなかったことが判明した場合でも存続し、適用されます。

第 13 条（ACRONIS CYBER PROTECT の利用規約）

1. 本ソフトウェアに Acronis Cyber Protect が含まれている場合、本条が適用されます。
2. Acronis Cyber Protect の通常の使用では、ロックまたはワイプコマンド、一時ファイル、レジストリキー、またはブラウザーデータの削除、ファイルスキャン、リモートエンドポイントの監視、インターネットトラフィックの傍受と監視、または Acronis Cyber Protect のその他の機能の結果として、アクセス制限、データ損失、プライバシー損失、または前述の組み合わせが発生する可能性があります。これに反する規定がある場合でも、当社は、そのようなアクセス制限、データ損失、またはプライバシー損失に関連する損害について一切責任を負いません。
3. 特定の第三者製セキュリティ製品は、Acronis Cyber Protect と互換性がない場合があります。インストールプロセス中に、Acronis Cyber Protect はそのような第三者製セキュリティ製品をアンインストールまたは無効にする場合があります。Acronis Cyber Protect が第三者製セキュリティ製品を無効化またはアンインストールできない場合、お客様は第三者製セキュリティ製品を手動で無効化またはアンインストールする必要がある場合もあります。
4. 管理者権限を持つ Acronis Cyber Protect ユーザーは、Acronis Cyber Protect を使用して、Acronis Cyber Protect によって保護されているデバイスの使用を妨害及び監視できる場合があります。お客様は、Acronis Cyber Protect のそのような使用に必要なすべての権利と許可を取得した場合にのみ、それらの機能を使用することを表明し、保証します。
5. Acronis Cyber Protect には、Acronis Cyber Protect がインストールする第三者のパッチやアップデートに関連する可能性のある第三者契約の条件を自動的に承諾するパッチ管理機能が含まれています。お客様は、サービス提供元に対し、お客様に代わってそのような第三者契約を承諾する許可を与えるものとします。
6. Acronis Cyber Protect はフォールトトレラントではなく、フェイルセーフなパフォーマンスまたは操作を必要とする危険な環境での使用を想定して設計されていません。

Acronis Cyber Protect は、航空機のナビゲーション、原子力施設、通信システム、兵器システム、直接的または間接的な生命維持システム、航空管制、または障害により死亡、重度の身体的傷害、または財産の損害が発生する可能性があるアプリケーションまたは設備の運用には使用できません。

7. お客様は、Acronis Cyber Protect に特定の構成または要素に関する第三者ライセンサーが、当該構成または要素に多大な権益を有しており、本契約の第三者の受益者となる可能性があることを認めます。
8. 要求があった場合、お客様は、当事者が合意したシステム構成及びサイト（該当する場合）で、サーバー数、コピー数で Acronis Cyber Protect を使用していることを書面で証明するものとします。お客様は、当社またはサービス提供元（または当該当事者に代わって作業する独立監査人）が、お客様による本契約の遵守を確認する目的で、お客様による本ソフトウェアの使用を監査することに同意するものとします。このような監査は、通常の営業時間内に、書面による事前通知の上で実施され、1年に1回に限定されます。
9. お客様は、サービス提供元が第三者からライセンスを取得した Acronis Cyber Protect の使用または機能から利益を得ることを第三者に許可することはできません。

第14条（人工知能（AI）の利用規約及び使用条件）

1. 生成 AI ツール（以下「AI ツール」といいます。）の使用については、本条が適用されます。
2. AI ツールは、入力データを収集、処理、分析して、検索結果を提供します。サービス提供元は、トレーニングと品質保証のために、仮名化された入力データを使用できます。入力データは、第三者プロセッサへの転送中は暗号化されたままであり、第三者プロセッサと共有される際には仮名化されます。第三者プロセッサは、データの内容のみを表示でき、個人情報には表示できません。
3. AI ツールは、顧客サポート、よくある質問への回答、製品やサービスに関する情報の提供、データ取得などの簡単なタスクの支援に使用できます。安全のため、AI ツールに個人情報、機密情報、または機密データを入力しないでください。AI ツールは入力データを使用して検索結果を改善し、その情報を、AI ツールを使用する他の当事者と共有する場合があります。
4. AI ツールを以下の目的で使用、促進、または他者による使用を許可してはなりません。
 - (1) 違法行為に従事すること。
 - (2) 悪意のあるコンテンツを配布したり、誤った情報や偽情報を広めたりすること。
 - (3) セキュリティ制御を回避しようとする事。
 - (4) 他人のプライバシー権を侵害すること。
 - (5) 有害な生成物を生成し、それを他人への嫌がらせ、脅迫、差別に使用すること。
5. お客様は、以下に起因するまたは関連するすべての費用、経費（合理的な弁護士費用を含みます。）、損害、責任について、当社、その関係会社、役職員、代理人を補償し、防御し、免責するものとします。

- (1) AI ツールの使用または誤用から生じる危害、損害、または法的措置に関する申し立て。
 - (2) ここに記載されている条件のいずれかに違反した場合。
 - (3) AI ツールの使用または誤用から生じる第三者の請求 (AI ツールによって生成された不正確または不適切な出力に関連する請求、知的財産権、プライバシー権の侵害、または AI ツールによって処理されたデータの誤用に関する請求を含みます)。
6. 第 11 条 (保証の免責) に加えて、お客様は、AI ツールによって提供される情報及び応答が一般的な情報提供のみを目的としており、当社またはサービス提供元による公式の価格見積、アドバイス、または診断を構成するものではないことを認めます。
 7. お客様は、当社またはサービス提供元が、AI ツールによって提供される情報の正確性、完全性、またはいかなる目的への適合性に関しても、明示的または黙示的を問わず、一切の保証または約束をしないことを明示的に認め、これに同意するものとします。

第 15 条 (準拠法)

1. 本契約に関する準拠法は、当社に対する関係では日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。また、この場合の裁判地についても、本契約に関して両当事者が友好的に解決できない紛争の解決のための唯一の裁判所は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所が第一審の専属的合意管轄裁判所となります。
2. サービス提供元に対する関係での本契約の準拠法及び裁判地については、サービス提供元との EULA によるものとします。

第 16 条 (雑則)

1. 本契約には、サービス提供元の Acronis プライバシーポリシー及び Acronis ライセンスポリシーの現在及び将来のすべての更新が組み込まれており、各ポリシーは随時更新されることがあります (<http://www.acronis.com/legal/>を参照)。
2. お客様は、当社及びサービス提供元の事前の書面による同意なしに、本契約に基づくお客様の権利または義務を第三者に譲渡または移転することはできません。当社またはサービス提供元は、本契約を自由に譲渡できます。上記に違反する譲渡または移転の試みは無効となります。
3. 特定の製品 (以下「公証製品」といいます。) の名前に「公証人」という単語が使用されている場合でも、お客様は以下の事項を確認し、了承するものとします。
 - (1) 政府または裁判所は、公証人またはその他の公務員、裁判所、大使館、領事館、またはその他の政府機関によって実行される公証、アポステイユ (外務省証明)、検証、またはその他の機能の代わりに公証製品を使用することを許可または承認していないこと。
 - (2) 当社及び公証製品はいずれも法的効果を持つ行為を行う権限を有していないこと。

第 17 条 (権利放棄)

当社が本契約の権利または規定を行使または執行しなかった場合でも、当該権利または規定を放棄したことにはなりません。本契約の規定の放棄は、当社及びサービス提供元が書面で

署名した場合にのみ有効となります。

第 18 条（分離可能性）

何らかの理由で管轄裁判所が本契約の規定またはその一部を執行不能と判断した場合、本契約の残りの部分は完全に効力を維持します。

第 19 条（完全合意）

本契約は、本契約の主題に関する両当事者間の完全な合意を構成し、当該主題に関する書面または口頭によるすべての以前または同時期の了解事項または合意に優先し、これらに代わるものです。

第 20 条（本契約の終了）

1. 本契約は、本契約の成立時から終了まで有効に存続します。本契約が終了した場合、お客様は直ちに本ソフトウェアの使用を中止し、すべての本ソフトウェアをシステムから削除するものとします。
2. 以下に掲げる場合、当社は本契約を終了させることができます。
 - (1) サービス提供元において本ソフトウェアの提供を終了した場合
 - (2) 第 7 条第 10 項により、本ソフトウェアのお客様の使用及びアクセスを拒否した場合
 - (3) その他、当社がお客様の本ソフトウェア使用を中止すべきと合理的に判断した場合
3. 本条に基づく終了により、お客様に生じた損害について、当社は一切責任を負いません。

第 21 条（存続条項）

本契約の終了または満了した場合でも、第 5 条（ライセンスの範囲）、第 7 条（許容される使用及び行為）、第 8 条（プライバシーとデータ保護）、第 9 条（秘密保持）、第 11 条（保証の免責）、第 12 条（責任の制限）、及び第 14 条（人工知能（AI）の利用規約及び使用条件）に規定されている条件、並びに本契約の終了または満了後も存続することが性質上意図されている規定は、存続するものとします。

第 22 条（本契約、本約款の変更）

1. 当社は、民法 548 条の 4 の規定に従い、参照されるポリシーやその他の文書を含む本契約または本約款を随時修正することができます。
2. 本契約または本約款に重大な変更を加える場合は、当社の Web サイトに変更を掲載するか、お客様の主要な電子メールアドレスに電子メールを送信することにより、お客様に通知します。当該変更は、新規エンドユーザーに対しては即時有効になります。既存のエンドユーザーに対しては、お客様への電子メール通知後または当社の Web サイトへの通知掲載後、当社が定めた効力発生日に（効力発生日の定めがない場合は、メール通知または Web サイトへの通知掲載のいずれか早い方から 30 日後に）変更が有効になります。
3. お客様は、サービス提供元がいつでも独自の絶対的な裁量により、本ソフトウェア、本サ

ービス、またはその一部または個々のコンポーネント（「機能」をいいます。）に対してライセンス料金を導入すること（Acronis が以前に当該機能に対して別途料金を請求していたかどうかに関係ありません。）を承認するものとし、それにより当社の裁量により、お客様と当社間での本契約の条件が変更される場合があることについて同意するものとします。

2025 年 5 月 1 日 制定、実施